

「ごみ分別はやわかり帳」及び「ごみ分別ガイド」作成業務委託
プロポーザルに関する質問回答

No.1	質問項目	仕様書:4. 業務内容(2)編集・構成 について
	質問内容	「本市が提供する原稿等を基に」とあるが、どのような原稿を想定しているか。
	回答	<p>本市が提供する原稿としては、主に以下の資料を想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別(8種11分別)の概要 ・ごみ分別ルール(ごみ種別ごとの排出方法、収集日、排出時間など)の基礎資料 ・市ホームページの掲載内容及び既存の啓発資料(現行のごみ分別はやわかり帳、ごみカレンダーなど) ・令和9年度に実施予定のごみ分別変更に関する説明用リーフレット <p>上記のほか、掲載が必要となる情報については、適宜提供します。</p>
No.2	質問項目	仕様書:5. 作成する冊子の種類・部数・ページ数 について
	質問内容	ごみ分別はやわかり帳のページ数32ページの理由。
	回答	市ホームページ・松山市LINE公式アカウントの活用や、ごみ分別はやわかり帳の必要性、費用対効果などを検討した結果、ページ数を見直し、市民にとって必要な分別方法(ごみ種ごとの詳しい説明、排出禁止物など)を過不足なく掲載するために適切なページ数として設定しました。
No.3	質問項目	啓発チラシについて
	質問内容	実際に使用するものか。その場合、いつどこでどんなシーンでの使用想定か。
	回答	啓発チラシについては、配布・使用を目的としたものではなく、主に「評価基準書(別紙2)」の「区分 4. デザイン・表現に関する考え方」を評価するために使用します。
	質問内容	チラシ発行部数も見積金額に含めるか。
	回答	啓発チラシについては、実際の配布・使用は行いません。
	質問内容	市民からの意見に対して、これまでどのように市が対応してきたか、具体的に教えてほしい。
	回答	<p>市民からのご意見に対し、本市ではこれまで以下のような対応を行ってきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分別方法や排出基準を分かりやすく示すため、「ごみ分別はやわかり帳」に写真入りの例示を掲載 ・市ホームページや松山市LINE公式アカウントを活用した分別情報の発信や検索機能の提供 ・地域での出前講座や学習会による直接的な周知・啓発 <p>こうした取り組みにより、市民への周知を進めるとともに、分別のわかりやすさ向上に努めてきました。</p>
	質問内容	リサイクルによって還元されるお金は、具体的には何に役立てられるのか。
	回答	ごみの収集運搬などの費用に使われています。